

建設職人基本法に基づく山口県計画の概要と  
その取組み状況について

山口県土木建築部監理課  
主任 重宗 寿

# 建設職人基本法に基づく 山口県計画の概要とその 取り組み状況について

山口県土木建築部監理課



## 目次

- 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律（通称：建設職人基本法）について
- 2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する山口県計画（以下「県計画」という。）について
- 3 県計画を推進するための実施内容について

1. 全国レベルで一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体で年間約400人の方が亡くなっているという事実を現状の課題としていること。
2. 労働安全衛生法で保護対象となるのは「労働者」であり一人親方等は対象外という点を課題としていること。
3. 公共工事だけではなく、民間工事も含めた対応が必要としていること。

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

施行：平成29年3月16日

## 【目的】 第1条関係

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

## 【基本理念】 第3条関係

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

### 【国等の責務】 第4条から第6条関係

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

### 【基本計画等】 第8条・第9条関係

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 政府は、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があるときには、これを変更しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

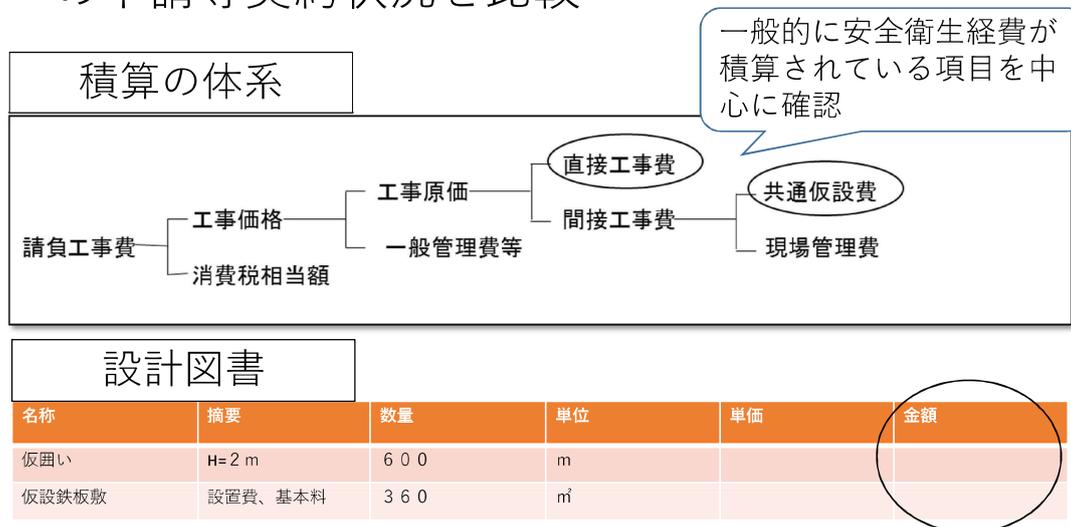
- 現状と課題
  - 建設業における重大な労働災害の発生状況を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性ある取組の推進が必要
  - 一人親方等は、建設工事の現場で他の関係請負人の労働者と同様の作業に従事しており、安全・健康の確保について、特段の対応が必要
  - 建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務

- 基本的な方針
  1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
  2. 設計、施工等の各段階における措置
  3. 建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
  4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

- 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
  2. 責任体制の明確化
  3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
  4. 建設工事の現場の安全性点検等
  5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

- 講習会の開催
- 安全衛生経費の確認調査
  - ・ 用途の確認に加え各社の取組内容を聞取り
- 普及啓発
  - ・ チラシの作成・配付

- 建設業取引適正化推進月間（期間）において実施。県発注工事について設計図書の積算と実際の下請等契約状況を比較



## 設計図書の確認

### 橋梁補修工事

| 項目           | 設計書上の金額       | 実際の契約額等         | 直営下請の別 |
|--------------|---------------|-----------------|--------|
| 直接工事費<br>仮設工 | 1 3, 7 2 6 千円 | 約 1 8, 0 0 0 千円 | 下請     |

### 港湾改修工事

| 項目               | 設計書上の金額     | 実際の契約額等       | 直営下請の別     |
|------------------|-------------|---------------|------------|
| 直接工事費<br>交通誘導警備員 | 1, 9 6 1 千円 | 約 3, 0 0 0 千円 | 下請（警備会社委託） |

### ○各社の取組

K Y（危険予知活動）など各社共通の取組に加え

- I S O 4 5 0 0 1 の取得
- K Y 内容を元請として下請業者に指導
- 工事部門以外の視点でのパトロールを実施
- 安全に関する専門部署によるパトロール及びその結果の現場へのフィードバック
- 協力会社（下請）を含めた安全対策学習会  
等各社で特徴ある取組を実施